３．２．により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

⑴　次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島等供給に係るものに限る。）　一般需要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　一般需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

託送収益

接続供給託送収益　一般需要部門

貸付設備収益　特定需要・一般需要外部門

附帯事業営業収益　特定需要・一般需要外部門

営業費用

電気事業営業費用

原子力発電費

原子力損害賠償資金補助法特別負担金　特定需要・一般需要外部門

原賠・廃炉等支援機構特別負担金　特定需要・一般需要外部門

他社購入電力料

他社購入電源費（再生可能エネルギー電気特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

休止設備費　特定需要・一般需要外部門

貸付設備費　特定需要・一般需要外部門

附帯事業営業費用　特定需要・一般需要外部門

営業外収益

事業外収益　特定需要・一般需要外部門

営業外費用

財務費用

附帯事業財務費用　特定需要・一般需要外部門

事業外費用　特定需要・一般需要外部門

渇水準備金引当又は取崩し

渇水準備金引当　特定需要部門

渇水準備引当金取崩し（貸方）　特定需要部門

原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し

原子力発電工事償却準備金引当　特定需要・一般需要外部門

原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）　特定需要・一般需要外部門